

大阪府母子・父子・寡婦福祉資金一覧表

令和3年度版

資金名	対象	資金用途	貸付限度額(円)	貸付限度期間	据置期間	償還期間	利子	違約金
技能習得資金	ひとり親家庭の親寡婦等	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合)	習得期間中 5年以内	習得期間満了後1年	16年以内※1	無利子 ※2	延滞元利金額につき年3%
生活資金	ひとり親家庭の親寡婦等	技能習得期間中の生活を維持するための資金	月額 141,000 (親が生計中心者でない場合 70,000)	習得期間中 5年以内	習得期間満了後6か月	16年以内※1		
		医療介護を受けている期間中の生活を維持するための資金	月額 105,000 (親が生計中心者でない場合 70,000) ※養育費取得のための裁判費用は12か月相当の一括貸付が可能	医療介護を受けている期間1年以内	貸付期間満了後6か月	5年以内		
		失業期間中の生活を維持するための一時的な資金		離職日の翌日から1年以内		5年以内		
		配偶者のない女子又は男子となって7年未満のひとり親家庭の生活を安定させるための資金		期間の定めなし (ただし貸付金額上限252万円)		8年以内		
配偶者のない女子又は男子となって7年未満で、養育費取得の裁判費用に充てる資金	—	8年以内						
医療介護資金	ひとり親家庭の親又は児童等寡婦等	医療を受ける際に必要となる費用に充てる資金	340,000 (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 480,000)	1年以内	貸付期間満了後6か月	5年以内		
	ひとり親家庭の親寡婦等	介護保険の保険給付に係るサービスを受ける際に必要となる費用に充てる資金	500,000	1年以内		5年以内		
住宅資金	ひとり親家庭の親寡婦等	現に居住・所有する住宅の補修・保全等の費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	—	6か月	7年以内		
転宅資金	ひとり親家庭の親寡婦等	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	260,000	—	6か月	3年以内		
結婚資金	ひとり親家庭の親寡婦等	扶養する子の婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000	—	6か月	5年以内		
就職支度資金	ひとり親家庭の親又は児童等寡婦等 父母のない児童	就職に際し、直接必要となる被服・履物の購入等に充てる資金	100,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 330,000)※3	—	1年	6年以内		
修業資金	ひとり親家庭の児童等寡婦が扶養する子 父母のない児童	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職内定などを受けた児童)	習得期間中 5年以内	習得期間満了後1年	16年以内※1	無利子	
修学資金	ひとり親家庭の児童等寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	裏面のとおり	学校の定める最短修業年限	卒業後6か月	16年以内※1 (専修学校(一般)は5年以内)		
就学支度資金	ひとり親家庭の児童等寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等への入学に際し必要となる入学金や被服の購入等に充てる資金	裏面のとおり	—	卒業後6か月	16年以内※1 (専修学校(一般)修業施設は5年以内)		
事業開始資金・事業継続資金	新規貸付は行っていません。※4							

※1 大阪府の取扱要領上の償還期間です。貸付申請時には、原則上記償還期間を上限として償還期間を設定していただきます。

※2 技能習得資金・就職支度資金(配偶者のない親に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年1.0%の有利子での貸付となります。

※3 大阪府内では、通勤不便地はないため自動車購入費用は原則貸付対象外です。

※4 事業開始資金及び事業継続資金は、事業のリスクが高くひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、新規貸付は行っていません。

※ 児童:(配偶者のない親が扶養する)20歳に満たない者

※ 貸付対象となる子の年齢は25歳未満であることが望ましい。

※ 償還月額は1資金につき3,000円以上とする。